

平成29年12月

お客様各位

富山信用金庫

個人番号の利用目的の変更（追加）のお知らせ

富山信用金庫（以下「当庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）しますので、お知らせいたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。

※ 変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

当庫は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 預貯金口座付番に関する事務のため

※ 2018（平成30）年1月1日以降、新規で預金口座を開設されるお客さま、もしくは既に預金口座をお持ちのお客さまにつきましても、マイナンバー（個人番号）提出のご協力をお願いいたします。

なお、預金口座への付番を目的としたマイナンバーのご提出はお客さまの任意です。

※ マイナンバー制度（参考）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

以上